平成２２年（フ）第１２６号
青森市栄町１丁目10番１号　水木アパート２Ｆ
債務者　齊藤　英樹
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
青森市南佃２丁目１番５号　村上アパート２号
債務者　蛸島　昭子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３５号
長崎県佐世保市白岳町685番地３、旧住所長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷821番地15
債務者　吉田　経英
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
長崎県佐世保市十郎新町６番４号　県営住宅十郎原団地Ａ－４棟402号
債務者　石井　朝美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
長崎県佐世保市木風町710番地　第一松苑荘102号、旧住所佐賀県小城市牛津町勝1316番地28
債務者　金子　和彦
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
長崎県佐世保市天神２丁目７番21号
債務者　納所　　洸
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
長崎県佐世保市高梨町21番31号　縁ビル402、旧住所長崎県佐世保市高天町11番21―1403号
債務者　松本　美紀
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第７４９号
愛知県岡崎市富永町字社本30番地４
債務者　佐竹　頼男
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７５０号
愛知県岡崎市富永町字社本30番地４
債務者　佐竹　員子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
愛知県岡崎市矢作町字桜海道66　ジュネスサクラＢ―205、住民票上の住所岐阜県各務原市前渡東町９丁目39番地
債務者　河村　恵一
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５０２６号
千葉県佐倉市宮ノ台２丁目19―13
債務者　赤坂　亜子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０６号
東京都杉並区善福寺３丁目17番21号
債務者　蓮沼　直太
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２６４号
東京都東村山市富士見町１丁目14番地南台団地10―301
債務者　柳田　利夫
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２７９号
東京都東大和市上北台３丁目429番地の３クレアガーデン玉川上水1108号室
債務者　鳥濱佳奈子（旧姓柏木）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８７号
島根県益田市元町22番20号
債務者　原田　美樹
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部